

陳情第8号		受理年月日	令和7年2月10日
付託委員会		保健福祉委員会	
件名	児童養護施設における児童虐待等の実態について		
要 旨			
私は、若松区において児童養護施設等を運営している社会福祉法人に在籍していた元職員であり、家庭環境に恵まれない子供たちのために残りの人生を捧げようと、昼夜を分かたず尽力してきた。 ところが、同社会福祉法人の理事の一人が施設内で、職員に対して罵声を浴びせたり、大声で怒鳴りつけたり、土下座させたりするなど、刑法の脅迫・強要・監禁罪にも抵触するほどのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を行い辞職に追い込んだほか、理事会等で理事長や元施設長（業務執行理事）を犯罪者扱いして辞職に追い込み、役員を排除した上で自ら理事長に就任して同社会福祉法人を乗っ取った。 施設内における罵声や怒号は、子供が実際に聞いたか否かにかかわらず、児童虐待（心理的虐待）及び女性職員に対するDVに該当する。 児童養護施設には、本来、保護者のない児童等に対し、安定した生活環境の中で養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能があることから、同施設では児童虐待は絶対にあってはならない。 また、怒号や罵声などのパワハラにより、既に退職した職員も多数存在しており、「落ち着いて仕事ができない。姿を見るだけでビクッとなる。施設内でサングラスなんて人格を疑う。」旨申し立てる職員もいる。 さらに、病気休暇中であるにもかかわらず給料が全く支給されていない職員、100時間にも及ぶ時間外勤務や宿直を強いておきながらその手当が支給されていない元職員、及び退職後に退職金や源泉徴収票の交付を受けていない元職員もいる（労働基準法、所得税法違反）。 令和6年6月以降、パワハラにより既に10名超の職員が辞職したことから、児童養護施設、児童家庭支援センター、自立援助ホームの運営は極めて困難となり、業務妨害にも抵触しかねない事態となっている。 そのため、同ホームの一部を私物化して支配下の女性を住み込みで働			

（続 く）

かせているが、入所者からＳＯＳが寄せられるほか、同ホームの運営に必要な要件を満たしておらず、本来は運営できない状態に陥っている。

予算請求においては、親子訓練がなされたかのように装って措置費を請求したり、市の認定も受けていないのに独断で児童自立生活援助事業所Ⅱ型とみなして措置費を請求するなど、詐欺行為まで行われており、支配下の女性に高額給料が支払われている。

以上のとおり、絶対にあってはならない児童養護施設内における児童虐待をはじめとする犯罪行為は、一刻も早く是正すべきである。

また、職員に対する辞職の強要、給料等の未払い、支配下にある人物の採用、適正な手続を取ることなく理事長に就任、運営に必要な要件も満たしていないほか、理事会の承認を得ることなく園長というポストを勝手に新設して支配下の女性を充てたり、漫画のネタにするために施設内を秘匿で録音・録画したり、児童養護施設をネタに有料サイトを開設するなど、もはや法人運営は卑劣を極めていると言っても過言ではない。よって、監督官庁である北九州市においては、他の官庁とも連携の上、関係者に対する適切な指導・処分を強く求めるものである。